



石井町水道事業ビジョン

令和2年10月

目 次

第1章 ビジョン策定の趣旨 1

- 1-1 水道ビジョン策定の目的
- 1-2 計画期間と目標年度
- 1-3 本計画の位置づけ

第2章 石井町の概況と水道事業の沿革 3

- 2-1 石井町の概況
- 2-2 水道事業の概況
 - ① 水道事業の沿革
 - ② 施設の概要

第3章 現状の分析と課題 6

- 3-1 水需要の動向
- 3-2 水道施設の状況
- 3-3 新水道ビジョンに即した課題の整理
(持続に関する課題)
 - ① 水需要の減少
 - ② 財源の確保
 - ③ 組織体制の維持
(安全に関する課題)
 - ① 管路の老朽化
 - ② バックアップ機能確保
 - ③ 応急給水体制の確保
(強靱に関する課題)
 - ① 施設の更新・耐震化
 - ② 配水管路の更新・耐震化

第4章 これからの水道事業 10

- 4-1 水道システムのあるべき姿
- 4-2 石井町水道事業の理想の将来像
- 4-3 石井町水道事業の基本理念
- 4-4 石井町水道事業の目標

5-1 「持続」の対策

- ① 水需要予測の検討
- ② 水道料金改定の検討
- ③ 職員の育成と確保
- ④ アセットマネジメントの導入
- ⑤ 広域連携の検討
- ⑥ 民間事業者活用の検討

5-2 「安全」の対策

- ① 老朽管路の維持管理
- ② 石井町配水池系統のバックアップ検討
- ③ 応急給水体制の構築
- ④ 水質検査の充実

5-3 「強靱」の対策

- ① 耐震化計画の策定
- ② 水道施設の耐震化
- ③ 非常時対応マニュアル・BCPの策定

5-4 各施設の実施目標時期

6-1 PDCAサイクルの活用

第1章 ビジョン策定の趣旨

1-1 水道ビジョン策定の目的

水道は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない重要なライフラインであり、社会的、経済的な諸活動を支える重要な基幹施設です。安全で安心な水道水を供給することは、住民の健やかな生活を支えるため大きな役割を果たしています。

しかし、本格的な少子高齢化等による人口減少社会の到来に伴い、給水人口や料金収入は減少し、老朽化した水道施設の更新需要の増大など厳しい経営状況にあります。また、東日本大震災や熊本地震といった大規模な地震の発生により災害対策の抜本的な見直しを余儀なくされ、将来を見据えた取り組みの必要性について再認識したところです。

厚生労働省は、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定し、50年後、100年後を見据えた水道の理想像や取組の方向性、実現方策、水道関係者の役割分担を示しました。また、平成28年2月に総務省、同3月に厚生労働省が、水道事業の基盤強化のため広域連携を図ることの重要性を通知し、都道府県は、早急に検討体制を構築し、検討を進めることとされました。これに続き、徳島県は平成31年3月に「徳島県水道ビジョン」を策定し、県の水道事業の課題を明らかにした上で水道事業の将来のあり方を設定し、県民に安心・安全な水を供給し続けられる水道の事業基盤の確立を目指すため、県内の水道事業者が目指すべき方向性やとるべき方策及び連携策を示しました。

このような状況から、新たに取り組むべき課題を整理し、将来世代に健全な水道を継承するため、「石井町水道事業ビジョン」を策定することとしました。

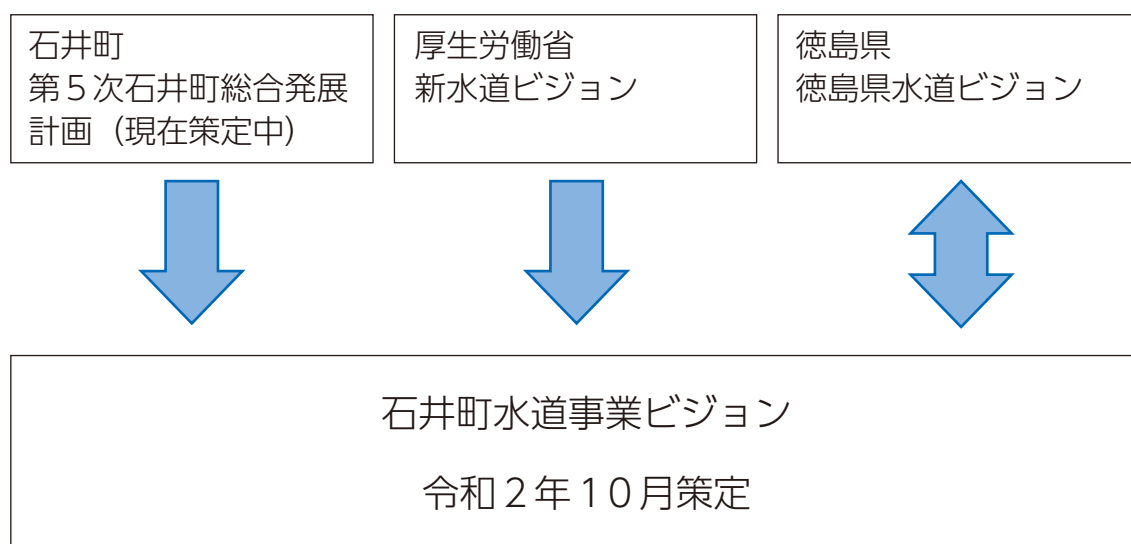
1-2 計画期間と目標年度

石井町水道事業ビジョンは、石井町の上位計画である「第4次石井町総合発展計画〈後期基本計画〉（平成28年3月策定、目標年度：令和2年度）」及び現在策定中である「第5次石井町総合発展計画（令和3年3月策定予定、目標年度：令和12年度）」との整合性を考慮し、令和11年度を目標年度としています。

計画期間：令和2年度～令和11年度（10年間）

1-3 本計画の位置づけ

石井町水道事業ビジョンは、令和3年3月に策定予定である「第5次石井町総合発展計画」を上位計画とし、石井町水道事業の今後の方向性を示す計画となります。



第2章 石井町の概況と水道事業の沿革

2-1 石井町の概況

石井町は、県都徳島市の西方約12キロメートルに位置し、東は徳島市国府町、西は吉野川市鴨島町、南は四国山脈の前山支脈の分水嶺を境として徳島市入田町及び名西郡神山町に、北は板野郡上板町に接し、東西6キロメートル、南北5.5キロメートルのほぼ正方形で、面積は28.85平方キロメートルであり、西から東に向かって低くなり標高は概ね5メートルから12メートルの平坦な地勢であります。

昭和30年3月31日に旧石井町、浦庄村、高原村、藍畑村、高川原村5カ町村が合併し、現在の石井町になりました。

1-2 水道事業の概況

① 水道事業の沿革

石井町水道事業は、昭和45年3月に事業認可（昭和45年3月2日 厚生省環第131号）を受け、昭和48年4月に石井町全域（一部山間地域、高原字中須、簡易水道・専用水道による給水区域を除く）に給水を開始しました。その後、3度の拡張事業を実施し現在に至っています。

昭和45年3月	昭和45年3月に事業認可（昭和45年3月2日 厚生省環第131号）
昭和48年4月	昭和48年4月に石井町全域（一部山間地域、高原字中須、簡易水道・専用水道による給水区域を除く）に給水開始
昭和49年1月	第1期拡張事業変更認可（昭和49年1月23日 厚生省環第32号） 中央団地、浦庄団地、徳島市国府町桜間の一部を給水区域に加える
昭和56年7月	第2期拡張事業変更認可（昭和56年7月6日 徳島県指令第795号） 徳島市国府町芝原・観音寺・矢野地区の一部を給水区域に加える

平成2年3月	第3期拡張事業変更認可（平成2年3月31日 徳島県指令第363号） 1日最大配水量15,000m ³ 、計画給水人口28,700人に 変更
平成7年5月	水道施設移管（徳島市行政区域内への給水）について覚 書
平成8年1月	石井配水池が完成し同配水池から配水を開始。電気計装 設備を設置し自動化
平成8年2月	1日最大配水量15,000m ³ に事業変更
平成9年11月	第3期拡張事業完了 ※石井町から徳島市水道事業第4期拡張事業への5,000m ³ 増量 要望分の事業施工を除く 総事業費3,376,784千円 計画給水人口28,700人 1日最大配水量15,000m ³ 石井配水池から城ノ内配水池へ高所給水区域対策用流入 管を敷設 石綿管布設替改良工事、配水管の管網整備、送配水に係 る電気計装設備を設置
平成9年12月	水道課事務所完成（鉄筋コンクリート2階建・延べ床面 積555m ² ）、移転
平成15年4月	業務処理に水道料金システムを導入し運用開始（HT検 針の開始）
平成16年8月	8月3日襲来の台風10号で城ノ内配水池内敷地斜面が 地滑りし、高所給水区域用配水管に被害 →配水池の敷地地質調査結果により使用中止
平成25年12月	石井配水池緊急遮断弁設置

② 施設の概要

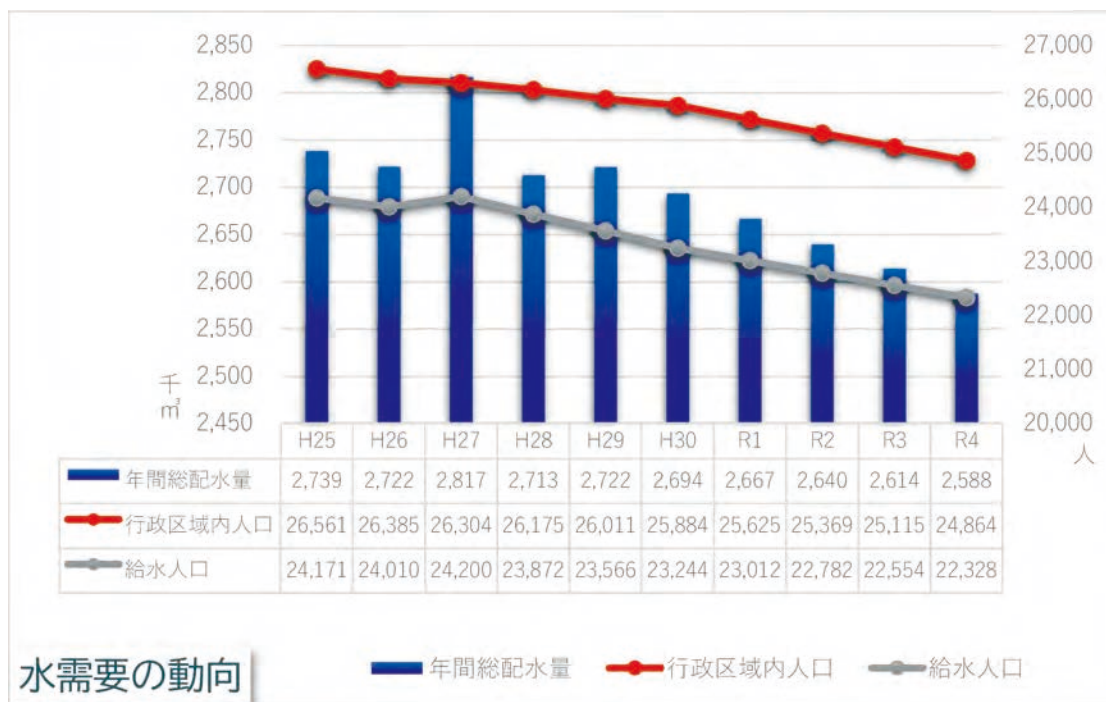
石井町は、徳島市上下水道局第十浄水場（石井町藍畑）で処理が行われた浄水の供給を受け、高台にある石井配水池まで送水管を経由してポンプアップし、自然流下により各家庭へ給水しています。第十浄水場から石井配水池までの送水管延長は7,078m、石井配水池から各家庭等までの配水管延長は197,099m、石井配水池の有効容量は7,500m³です。



第3章 現状の分析と課題

3-1 水需要の動向

平成27年度以降行政区域内人口、給水人口ともに年々減少しています。さらに節水型機器の普及により、水需要も減少が見込まれます。



3-2 水道施設の状況

石井町に布設されている送配水管の総延長は約205kmで、多くは拡張事業が行われた昭和40年代から50年代にかけて布設されています。管種別にみると、約197kmある配水管のうち、約63%にあたる123.5km（硬質塩化ビニル管104.5km、ダクタイル鋳鉄管18.5km、鋼管0.5km）が布設から40年を経過し、耐震性に劣るほか経年劣化が進み、大規模に布設替えを行っていく必要があります。

いっぽう、石井配水池の耐震性は確認されており、給水区域ほぼ全域に対して自然流下により配水しています。災害時等の給水拠点として応急給水できるよう平成25年12月に緊急遮断弁を設置しました。応急給水の確保はできたものの、実際に利用するための施設の整備を行わなければなりません。

石井町の水道施設はすべて第十浄水場から石井配水池を経由し、給水されています。浄水場から配水池など水道システムの上流側で事故があった場合、断水が広範囲に及び、長期化しやすい状態にあります。また、平成8年1月に設置して以降更新ができていない、電気計装設備も経年化が原因であると思われる不具合がみられ検討を進めなければなりません。

3-3 新水道ビジョンに即した課題の整理

(持続に関する課題)

① 水需要の減少

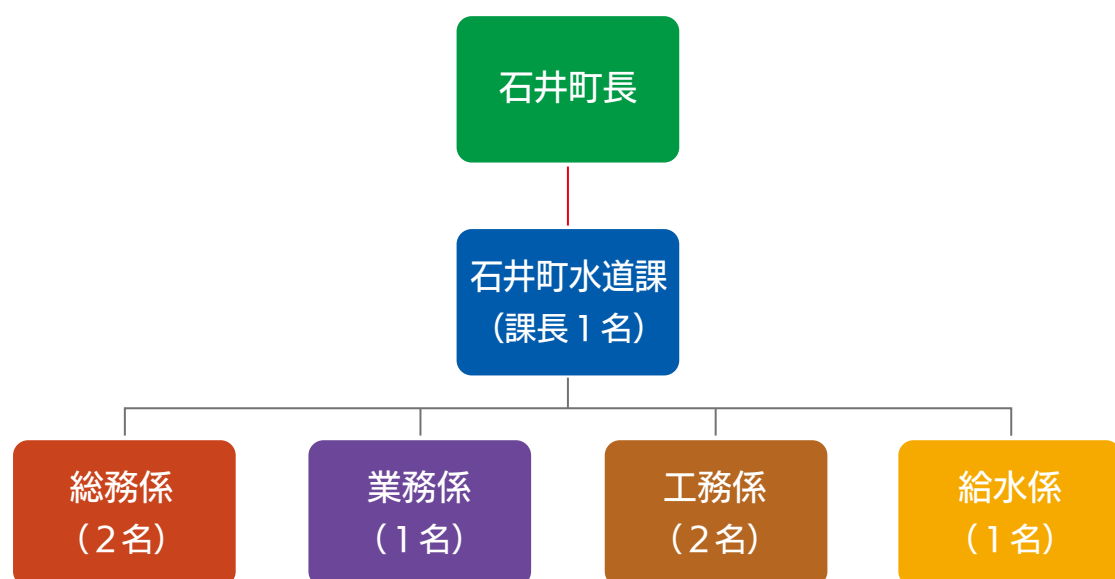
近年、給水人口の減少が進み、それに伴い給水量も減少傾向にあります。この傾向は将来的にも続き、給水量は大幅に減少する見込みです。給水量の減少は、今後の料金収入や更新時に検討すべき施設規模にも大きな影響を与えるため、適切に水需要を予測することが必要です。

② 財源の確保

石井町では、平成27年10月に水道料金の改定を実施したことにより、経営状態は比較的健全な状況にあるといえます。しかし、今後の人口減少に伴う料金収入の低下や管路をはじめとする水道施設更新の必要性等を勘案すると、現状の料金体系で長期安定経営を継続することについては慎重に判断する必要があり、財政基盤の強化が課題であると考えています。

③ 組織体制の維持

経営効率化による職員数削減もあり、現在石井町水道課は職員7名で運営しています。水道経験の浅い職員も多く、技術継承やノウハウの蓄積については早急に取り組むべき課題であると考えています。今後、水道施設更新等の事業量増加に対応するには現状の組織体制では難しく、近隣事業体との広域連携や民間事業者の活用等についても検討する必要があります。



(水道事業体系図)

(安全に関する課題)

① 管路の老朽化

現在、石井町に埋設されている水道管の多くは事業開始時の昭和40年代後半に布設されており、 $\phi 150\text{mm}$ までの配水管では硬質塩化ビニル管が使用されている割合が高く、近年老朽化によるものと考えられる漏水事故も多く発生しています。また、200mm以上の大口径管においてもビニル管より強度が高いダクタイル鋳鉄管が使用されてはいますが、老朽化が進むことにより管路事故が発生するリスクも高まっており、広域的な断水等住民生活に影響を及ぼす可能性もあります。



(破断した水道管)

② バックアップ機能確保

石井町水道事業では徳島市上下水道局第十浄水場からの浄水供給を受け、浄水場から石井配水池まで、町内を南北に縦断する送水管を經由し、石井配水池より給水区域全域に給水を実施しています。配水系統が1系統のため、災害や事故等で送水管や配水池が停止した場合、全域が断水となるリスクを抱えていることから、隣接する水道事業体との緊急連絡管等、広域連携も検討しながらバックアップ機能を確保する必要があります。

③ 応急給水体制の確保

石井町で災害や事故が発生した場合、現在の体制では石井配水池に設置している緊急遮断弁により配水池内には水を確保できますが、給水車を保有しておらず、耐震性貯水槽等も未整備となっており、迅速な応急給水に支障がでる可能性があります。早急に応急給水体制について検証する必要があります。

(強靱に関する課題)

① 施設の更新・耐震化

施設の耐震性について、石井配水池についてはP Cタンク造となっており、耐震性が確保されている状況であり、災害時に備えて緊急遮断弁も設置しています。しかし、送水管路において耐震適合継手が採用されていないため、地震等により管路事故が発生すると配水池まで水を送ることができなくなる可能性があります。また、リアルタイムで送配水状況を把握するために必要な計装設備等においても老朽化が進んでいる状況であり、システムの再構築を含めた更新も検討する必要があります。

② 配水管路の更新・耐震化

近年、南海トラフ巨大地震の発生が予想される中で、現在布設されている管路の多くは耐震管ではなく、布設から40年以上経過している管も多い状況です。給水区域全体の配水管を布設替えするには、多くの費用、時間、人員等が必要となるため重要給水施設等を考慮しながら、計画的に耐震化を進めていくことが重要課題となっています。

第4章 これからの水道事業

4-1 水道システムのあるべき姿

厚生労働省「新水道ビジョン」

新水道ビジョンに掲げられる水道の理想像は次のとおりです。

(水道の理想像)

人口減少による事業の非効率化や施設の老朽化の進展など、水道を取り巻く時代や環境の変化に対し的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、安心して利用可能であり続けること（厚生労働省「新水道ビジョン」より）

また、『「水道ビジョン」作成の手引き』では、「**持続**」「**安全**」「**強靱**」の各観点に留意しつつ、50年、100年先を見据えた地域水道の基本理念及び理想像として、次の内容が示されています。

・基本理念：「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」

「持続」・・・いつまでも皆様の近くにありつづける水道

「安全」・・・いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道

「強靱」・・・災害に強く、たくましい水道

4-2 石井町水道事業の理想の将来像

水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で住民の財産であり、生活や経済活動を支えるインフラである水道について、住民等が親しみやすい理想の将来像を次のとおり決めました。

「未来につなぐ命の水」

4-3 石井町水道事業の基本理念

人口減少社会の到来により、水需要が減少を続ける中で老朽化した水道施設や管路の必要性を再検討し、効率的な計画に基づく施設等の更新を的確に実施するとともに地震をはじめとする自然災害リスクに備えた危機管理対策や利用者の要望に対応するため、長期的かつ計画的、効率的な水道事業運営をすることにより、いつでも安心、安全な水道水を安定的に供給する。

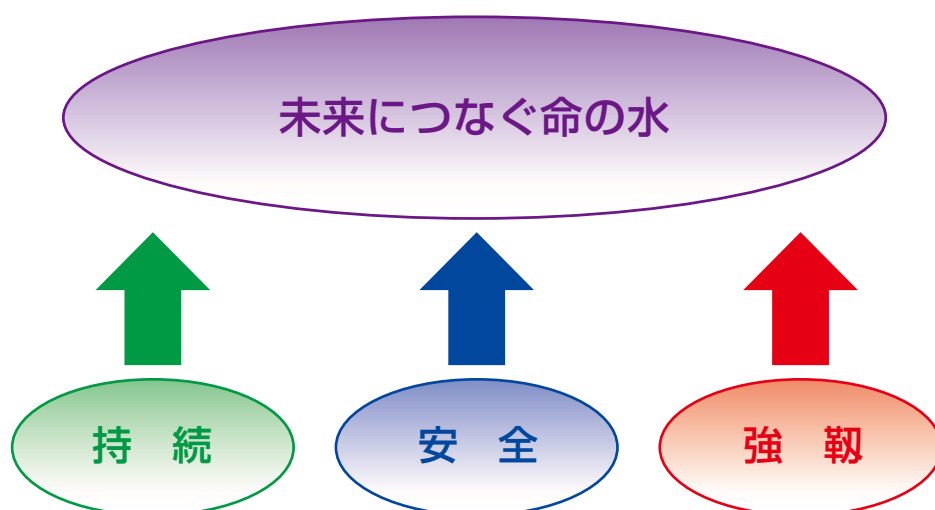
4－4 石井町水道事業の目標

将来像の実現に向けた課題解決に取り組むため「持続」「安全」「強靱」の観点から、それぞれに次の目標を掲げて進めていきます。

「持続」・・・・・・将来にわたり継続可能な水道を目指します

「安全」・・・・・・いつでも安心して利用できる水道水を目指します

「強靱」・・・・・・どんなときでも供給できる強靱な水道を目指します



第5章 目標を実現するための施策

5-1 「持続」の対策

将来にわたって、石井町水道事業が継続していくために必要となる施策について示します。

① 水需要予測の検討

人口減少に伴い水需要は減少していくと予想される中で、水需要の減少は財政計画や投資計画に直接影響してくることから、5年に1度を目安に再検討を実施します。

② 水道料金改定の検討

今後、施設更新等に伴う投資額増加とは反対に、水需要の減少により料金収入は低下していくことが予想されます。水道事業運営における、適正な料金水準を確保していくためにも長期的な視点で水道料金を検証し、必要に応じて改定を実施していきます。

③ 職員の育成と確保

今後、施設更新等による業務量増加が予想されることを踏まえ、職員数の確保や技術継承が円滑に実施できる体制構築に取り組んでいきます。また、日本水道協会等により実施される研修等を積極的に利用することにより、職員のレベル向上に努めていきます。

④ アセットマネジメントの導入

水道施設更新にアセットマネジメントを導入することにより、中長期的な視点で適切な施設の維持管理を実施します。事業費平準化に努めることで収支バランスを保ちつつ、計画的に施設更新を進めていきます。

⑤ 広域連携の検討

人口減少による水需要の減少や更新需要の増加が予想される中で、将来的に石井町を含む小規模事業体では大幅な職員数の増員も困難であり、従来通りのサービスを提供することが難しくなっていく可能性があります。その対策として近隣事業体との広域連携を厚生労働省は推奨していますが、石井町としても浄水供給元である徳島市をはじめとした近隣事業体との広域連携を積極的に検討し、進めていくことによりサービスの維持に努めます。

⑥ 民間事業者活用の検討

現在、個別に委託して実施している業務をまとめて委託する包括委託をはじめとして、民間事業者が保有している技術やノウハウ等を活用することができる新たな発注方式の検討を行います。

(民間事業者活用の代表例)

PFI (Private Finance Initiative)	民間が資金調達を行い、民間が公共施設などの施設の設計、整備、維持管理、運営を行う方式
DBO (Design Build Operate)	公共が資金調達を行い、民間が公共施設などの施設の設計、整備、維持管理、運営を行う方式
DB (Design Build)	公共が資金調達を行い、民間が公共施設などの施設の設計、整備を行う方式
包括委託	個別に民間委託を行っていた業務をまとめて委託する方式
コンセッション	料金収入等を伴う公共施設などで、施設の所有権を公共機関から移転せず、民間事業者が運営を行う方式

5-2 「安全」の対策

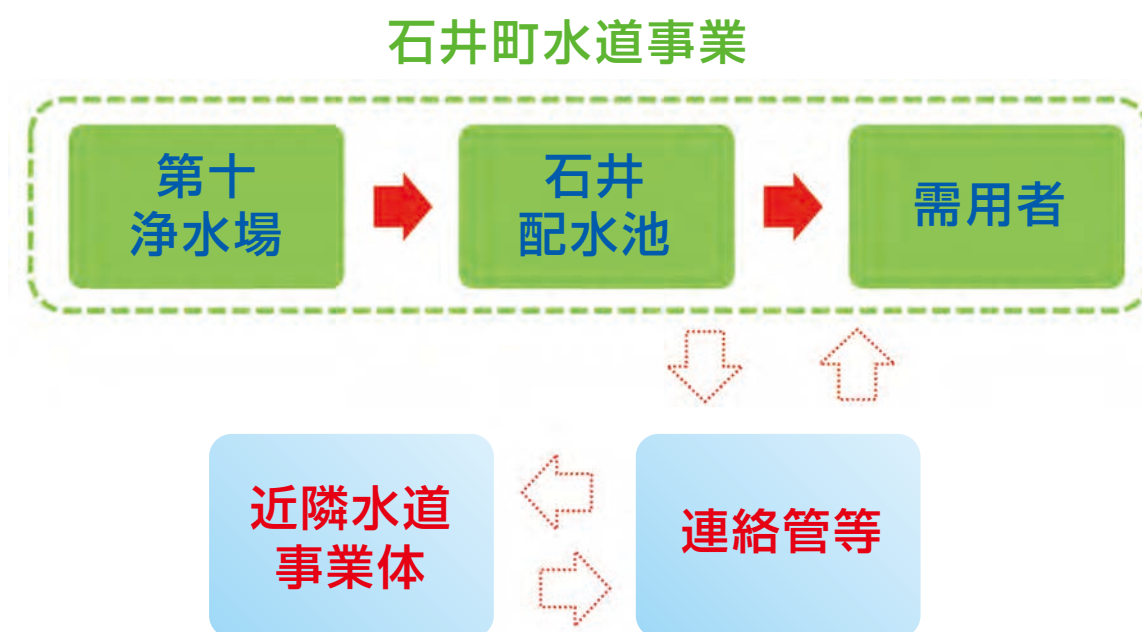
漏水事故や水質事故等について異常の早期発見や断水被害を最小限にするための施策について示します。

① 老朽管路の維持管理

石井町に埋設されている水道管のうち約180kmが経年管（法定耐用年数を経過した管）となっている状況ですが、短期間で全ての管路を更新することは不可能であるため今後10年～20年間、漏水事故件数は増加する可能性があります。現状の体制では対応に遅れがでることも予想されるので、コストバランスも考慮しつつ漏水事故等が発生した場合の影響を最小限に抑える対応力を確保するための体制の構築を目指します。

② 石井配水池系統のバックアップ検討

過去の台風による土砂崩れで城ノ内配水池を閉鎖して以降、石井配水池系統の1系統のみで給水区域全域に給水を実施している状況となっています。災害や事故等の発生に備え、2系統以上の配水系統を構築することが重要ではありますが、配水池等を新しく整備するには、財政的な負担も大きくなるため近隣事業体との連絡管等、様々な可能性を考慮しながら検討していきます。



③ 応急給水体制の構築

石井配水池に設置されている緊急遮断弁により、災害時にも約1,800m³（配水池有効容量7,500m³の1／4）の水は確保することができます。しかし、給水車が未配備であることから避難所等での応急給水に支障がでる可能性もあるため、耐震性貯水槽整備等の方法も考慮し、応急給水体制について検証を進めることで体制の構築を目指します。



（応急給水袋）



（緊急遮断弁）

④ 水質検査の充実

毎年度策定している水質検査計画や臨時の水質検査等について、浄水供給元である徳島市上下水道局とこれまで以上に情報共有等の連携を進めることで、水質検査体制の充実を図ります。

令和元年度水質検査結果表

	項目名	基準値	検査回数	測定値		
				最高	最低	平均
1	一般細菌	100個/1mℓ以下	12	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	12	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1		0.0003未満	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1		0.00005未満	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1		0.001未満	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1		0.001未満	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1		0.001未満	
8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	1		0.005未満	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	4	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	4	0.65	0.37	0.498
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1		0.05未満	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1		0.02	
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1		0.0002未満	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1		0.005未満	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1		0.0002未満	
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1		0.0002未満	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1		0.0002未満	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1		0.0002未満	
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1		0.0002未満	
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	4	0.06未満	0.06未満	0.06未満
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	4	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	4	0.0122	0.0012	0.006425
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	4	0.003	0.002未満	0.00225未満
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	4	0.0013	0.0007	0.00105
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	4	0.0163	0.0037	0.010275
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	4	0.006	0.002未満	0.0035未満
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	4	0.0034	0.0015	0.0028
30	ブromホルム	0.09mg/ℓ以下	4	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	4	0.008未満	0.008未満	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1		0.01未満	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	4	0.05	0.02	0.035
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1		0.03未満	
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1		0.01未満	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1		3.9	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1		0.001未満	
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	12	4.9	3.3	4.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	1		32.3	
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4	81	52	64.5
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1		0.02未満	
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1		0.000001未満	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1		0.000002	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1		0.002未満	
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1		0.0005未満	
46	有機物(全有機物(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	12	0.5	0.3未満	0.333未満
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	7.69	7.42	7.53
48	味	異常でないこと	12	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	12	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	12	1未満	1未満	1未満
51	濁度	2度以下	12	0.1未満	0.1未満	0.1未満
毎日検査	色	異常でないこと	366	異常なし	異常なし	異常なし
	濁り	異常でないこと	366	異常なし	異常なし	異常なし
	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/ℓ以上	366	0.42	0.32	0.37

※水質基準項目(51項目)と検査回数は水道法施行規則第15条及び水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に基づき、水源の状況や過去の検査結果等から決定しました。配水系統が一系統なので、中間地点に当たる水道課事務所で基本的に検査を行っています。

※毎日検査は町内4箇所で水質自動計器により測定しています。

5-3 「強靱」の対策

近い将来発生することが予想されている、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合において、水の供給を継続する又は迅速な復旧を実施するための施策について示します。

① 耐震化計画の策定

給水区域内にある全ての水道施設について耐震化することが、最終的な目標にはなりますが、財政的な負担も大きく短期間でまとめて実施することは困難な事業となります。職員数や施工業者数、基幹管路や病院、避難所となる各小中学校等の重要給水施設等様々な要素を考慮しつつ優先順位をつけ、長期的な視点で実現可能性のある耐震化計画を策定していきます。

② 水道施設の耐震化

耐震化計画による優先度の高いところから、耐震化を実施していきます。1年間に1%～2%の耐震化率の向上を目標とし、できる限り早い段階での耐震化の完了を目指します。また、耐震化のスピード向上を図るため、従来の発注方式等にとらわれることなく、新しい発注スキームや施工方法についても検討していきます。



(八坂橋水管橋φ200 令和2年3月竣工)

③ 非常時対応マニュアル・BCPの策定

BCP（事業継続計画）とは、事業の継続に影響を与える事態が発生した際に、必要最低限のレベルで事業を継続させ、目標とする期間内に業務レベルを復旧させることを目的とした計画です。非常時対応マニュアルを策定し、職員間で習熟を図ることで、迅速な復旧を目指します。

5－4 各施策の実施目標時期

石井町水道事業の理想の将来像を実現するための各施策について短期（５年程度）・中期（１０年程度）・長期（１００年程度）の達成時期の目安別に整理します。

短期施策 (５年程度)	中期施策 (１０年程度)	長期施策 (１００年程度)
・ 水需要予測の検討 ・ 職員の育成と確保 ・ アセットマネジメントの導入 ・ 水質検査の充実 ・ 耐震化計画の策定 ・ 非常時対応マニュアル・BCPの策定	・ 水道料金改定の検討 ・ 広域連携の検討 ・ 民間事業者活用の検討 ・ 応急給水体制の構築	・ 老朽管路の維持管理 ・ 石井配水池系統のバックアップ検討 ・ 水道施設の耐震化

第6章 新水道ビジョンのフォローアップ

6-1 PDCAサイクルの活用

水道ビジョンの目標を達成するために、進捗状況に応じてフォローアップを実施し、社会情勢の変化に対応できるよう、適宜見直しを行います。

また、PDCA サイクルを用いて、事業の効果を分析・評価し、結果を計画に反映していくため、約5年毎に各計画の見直しを実施し、理想の将来像実現に向けた計画的な事業運営を行っていきます。





石井町 水道課

〒779-3223

徳島県名西郡石井町高川原字高川原2111-4

TEL 088-674-1141 FAX 088-674-9141

E-Mail : suidou@ishii.i-tokushima.jp